

必ずチェック

最低賃金!

使用者も、労働者も。

滋賀県 最低賃金

(発効日 平成24年10月6日)

時間額

716円

特定(産業別)最低賃金

(発効日 平成24年12月28日)

紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

時間額

742円

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額

827円

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業

時間額

775円

(発効日 平成16年12月18日)

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額

828円

計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額

810円

自動車・同附属品製造業

時間額

830円

各種商品小売業

時間額

757円

※1 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。 ※3 派遣労働者には派遣先事業場の最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

■ 滋賀労働局 賃金室 ☎077(522)6654

■ 彦根労働基準監督署 ☎0749(22)0654

■ 大津労働基準監督署 ☎077(522)6641

■ 東近江労働基準監督署 ☎0748(22)0394

滋賀労働局のホームページ

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>